

## 平成28年度宮城県高齢者権利擁護推進研修

今年度から高齢者虐待防止法の習得が加わり、より充実した内容になりました。

権利擁護を柱に、高齢者虐待防止法を弁護士が、身体拘束廃止の実践的な知識及び技術を社会福祉士が担当します。

○平成28年10月24日（月） 対象者：施設長等  
権利擁護推進員養成研修「権利擁護と虐待防止」

○平成28年11月28日（月） 対象者：看護師等  
看護職員研修「身体拘束廃止と権利擁護」

○平成28年12月21日（水） 対象者：介護職員（初任者等）  
権利擁護事例検討会「これは虐待にあたりますか？」